

## 5 地球温暖化対策の推進

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

### 【提案項目】

- 1 温室効果ガス削減中期目標達成のためのロードマップの策定
- 2 温暖化対策における国・地方の役割の明確化と財源措置等
- 3 省エネルギー性能の高い建物の資産評価制度の構築

### 【提案内容】

- 項目1** (1) 地球温暖化対策の見直しに当たっては、今後策定される新たな「エネルギー基本計画」を考慮しつつ、「2050年までに1990年比80%削減」という長期目標を視野に入れた温室効果ガス削減中期目標を設定するとともに、その目標を確実に達成するための具体的なロードマップを示すこと。
- (2) 当該国内対策には、国内排出量取引制度や、商品・サービスのライフサイクルを通じた削減が評価される仕組みの構築など、企業のより積極的な温暖化対策を促進する方策を盛り込むこと。
- 項目2** 国内対策の実施に当たっては、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、対策を効率よく推進していくことが不可欠であり、中小規模事業者や家庭部門を対象とした温暖化対策など、地域できめ細かな対応が必要な施策については地方自治体に委ね、地球温暖化対策譲与税の創設など必要な財源措置等を講じること。
- 項目3** 建物へのエネルギー関連投資を喚起し、スマート化を促進するため、省エネルギー性能等を高めるための施設や設備への投資が、建物の市場における資産評価に適切に反映される制度を構築すること。

## 【提案理由】

COP18において、京都議定書第二約束期間には参加しないという我が国の立場が採択文書上明確となり、今後は自主的な目標を設定して地球温暖化対策に取り組むこととなるが、先進国としての責務を果たすためには、「2050年までに1990年比80%削減」という長期目標を視野に入れた実現可能な中期目標を設定の上、国内対策に取り組む必要がある。

また、その実施に当たっては、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、対策を効率よく推進していくことが不可欠であり、温暖化対策のための適切な財源が配分される仕組みとして、地球温暖化対策譲与税の創設などの措置が必要である。

さらに、過去20年のCO<sub>2</sub>排出量は、家庭部門・業務その他部門において増加傾向が顕著であり、この部門への対策として、本県では、平成22年度から「建築物温暖化対策計画書制度」を実施しているが、環境性能の高い建物の更なる普及を図るためには、建物が市場で流通する際に、太陽光発電設備などへの投資が建物の資産評価に適切に反映される仕組みが必要である。

## 【本県での取組状況等】

### ○ 神奈川県地球温暖化対策計画（2010年（平成22年）3月策定）

《本県の中期目標》 2020年（平成32年）の温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減することを目指す。（国の目標値が変更された場合は、それを基に本県の目標値も見直す。）

### ○ 本県の温室効果ガス排出量の現状

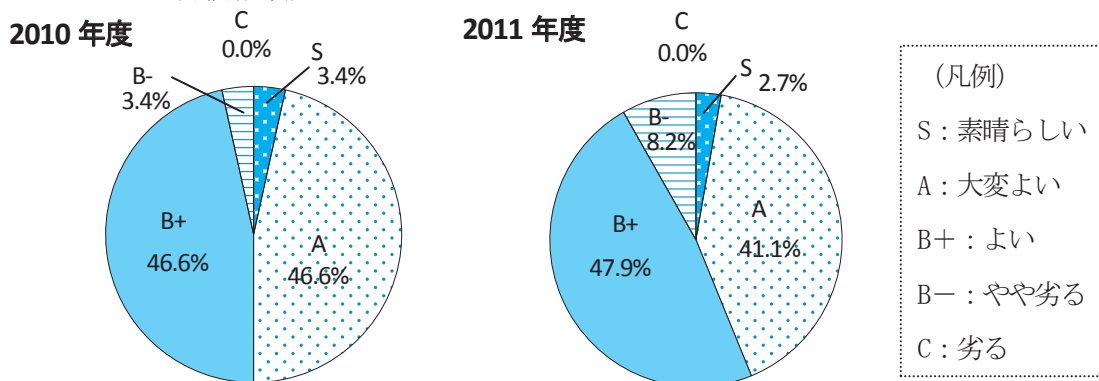
2010年度（平成22年度）の県内の温室効果ガス総排出量は、7,405万トン（二酸化炭素換算）で、1990年（平成2年）と比べると、5.4%増加している。

### ○ 建築物温暖化対策計画書制度の実施

本県では、2010年度（平成22年度）から、大規模建築物の建築主に建築物温暖化対策計画書の提出を義務付け、提出された計画書等の概要を県がホームページ等で公表することにより、建築主の地球温暖化に対する自主的な取組を促進することや、地球温暖化対策に配慮した環境性能の高い建築物が評価される市場の形成を図ることを目的とした、「建築物温暖化対策計画書制度」を実施している。

計画書の提出に当たっては、建物の環境性能を評価するツールであるCASBEE新築〔簡易版〕で評価することとしており、★4つ以上の評価結果（S：素晴らしい、A：大変よい）であった割合は、2010年度で50.0%（計画書58件中29件）、2011年度では43.8%（73件中32件）であった。各年度に提出された計画書の建物用途の割合は異なっており、一様に比較はできないが、環境性能が高い建物の割合は増加していない。

《CASBEEかながわ評価結果》（2013年1月31日現在）



(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)